

処 分 基 準

平成 27 年 4 月 6 日作成

法 令 名：行商従業者証等の様式の承認に関する規程
根 拠 条 項：第 7 条
処 分 の 概 要：行商従業者証等の様式の承認の取消し
原権者（委任先）：山口県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行商従業者証等の様式の承認に関する規程第 1 条（承認を受けることができる団体） ・ 行商従業者証等の様式の承認に関する規程第 5 条（資料の提出） ・ 行商従業者証等の様式の承認に関する規程第 6 条（作成・交付事業の廃止の届出）
<p>処 分 基 準：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 承認法人が行商従業者証等の様式の承認に関する規程第 7 条各号のいずれかに該当する場合は、下記の例のようなとき等を除き、承認を取り消すこととする。 <ul style="list-style-type: none"> （例 1） 次のように帰責事由がない場合又は悪性のごく軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復等をしようとしているとき。 <p>承認法人の責めに帰すことのできない事由により、当該法人の役員が古物営業法第 4 条第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、当該法人が速やかにその役員の解任手続を進めているようなとき。</p> （例 2） 資料を提出しなかったことについて相当な理由があり、速やかに資料を提出することができ、かつ、現に提出しようとしているとき。
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：